

子育て応援ローン (しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
令和7年4月1日現在

1.商品名	■ 「子育て応援ローン」 (しんきん保証基金保証付)
2.ご利用いただける方	■ 申込時の年齢が満20歳以上の個人の方 ■ 小学校入学前の子供さんを養育する親権者（妊娠中も含みます）、または実質的に扶養する親族で、安定継続した収入のある方 ※親権者による申込の場合は、法令に基づく産前産後休業または育児休業中でも対象となります ■ しんきん保証基金の保証を受けられる方
3.お使いみち	■ 出産・子育てにかかる以下の資金（支払済資金は除きます） ① 出産・子育て・小学校入学準備に必要な資金。（例：育児用品購入、入院・出産費用、保育園・幼稚園費用、入学準備費用など） ★お使いみちにより振込又は領収書をお願いする場合があります ② 申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関からお借入れしたローンの借換資金および借換にともなう繰上げ完済に係る手数料（①と合せた申込に限ります）
4.ご融資限度額	■ 10万円以上100万円以内（1万円単位）
5.ご利用期間	■ 3か月以上10年以内
6.ご融資利率	■ 当金庫所定の利率によります（金利については窓口でお問い合わせください） （なお、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります）
7.ご返済方法等	■ ① 毎月元利均等返済 ② 毎月元金均等返済 ③ 毎月元利均等・元金均等返済（ボーナス返済併用） ☆ 上記①、②、③いずれの場合でも元金返済の据置期間は6か月以内、但し法令に基づく産前産後休業または育児休業中の場合は1年以内とします ☆ ボーナス返済は、借入元金50%を限度とします ■ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます
8.担保・保証人	■ しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので不要です
9.保証料	■ 保証会社へ支払う保証料は、ご融資利息に含まれています
10.手数料等	■ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円（税込）がかかります、約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円（税込）がかかります、詳しくは窓口でお問い合わせください
11.苦情処理措置・紛争解決措置	■ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください 紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください
12.その他	■ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください ■ その他詳細については、当金庫の本支店窓口でお尋ねください。